

事務所だより 平成24年6月号

今月もよろしくお願いたします

安藤社会保険労務士事務所

ご挨拶

こんにちは。先月は金環日食、皆さまご覧になりましたか？普段は天体観測などには興味がない私ですが、子供が購入したメガネで家族揃って空をながめてみました。比較的天気の良い場所にて、幸いにもリング状になった形を見ることができました。日食の間は、周りが夕方のように霞ががって幻想的な感じで、もう生きている間には見るできないと思うとより感動が増しました。

それでは今月もどうぞよろしくお願致します。
安藤

〇育児・介護休業法の改正について

◇概要

平成21年に育児・介護休業法が改正されましたが、この7月1日より、これまで適用が猶予されていた従業員数が100人以下の事業主にも短時間勤務制度、所定外労働の制限、介護休暇が適用されることとなります。



◇短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

- ・短時間勤務制度とは、所定労働時間の短縮処置を指すもので、3歳に満たない子を養育する従業員については、従業員が希望すれば、事業主は所定労働時間の短縮処置を行う必要があります。
- ・短時間勤務制度は、1日の労働時間を、原則として6時間とする措置を含むものとなります。
- ・対象となる従業員は、下記に該当するものとなります。
 - ① 3歳未満の子を養育する従業員であって、短時間勤務をする期間に育児休業をしていないこと。

- ② 日々雇用される労働者でないこと。
- ③ 1日の所定労働時間が6時間以下でないこと。
- ④ 労使協定により適用除外とされた従業員でないこと。

※以下のア～ウの従業員は、労使協定により適用除外とすることができます。

- (ア) 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない従業員
- (イ) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- (ウ) 業務の性質または業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する従業員

※上記の(ウ)に該当する従業員を適用除外とした場合、事業主は、代替措置として、下記のいずれかの制度を講じなければなりません。

- (a) 育児休業に関する制度に準ずる措置
- (b) フレックスタイム制度
- (c) 始業・終業時間の繰上・繰下（時差出勤の制度）
- (d) 3歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

◇所定外労働の制限

- ・3歳に満たない子を養育する従業員（日々雇用される者を除く）が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。ただし、勤続年数が1年未満の従業員と、週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定に定めのある場合には対象となりません。

◇介護休暇

- ・要介護状態にある対象家族の介護その他の話を行う従業員（日々雇用される者を除く）は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することが可能です。ただし、勤続年数6ヶ月未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定に定めのある場合には対象となりません。
- ・介護休暇は、労働基準法で定める年次有給休暇とは別に与える必要があります。
- ・要介護状態とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態を指します。
- ・対象家族とは、配偶者、父母及び子（これらの者に準ずる者として、従業員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。）、配偶者の父母です。
- ・その他の世話とは、ア）対象家族の介護、イ）対象家族の通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族に必要な世話を指します。

改正日が間近に迫っております。対応方法や、就業規則の改定等についてご不明な点がありましたら、お気軽にご相談ください。

安藤

○事務所スタッフより○

こんにちは。昼間は半袖でもちょうど良いくらいの気候になりましたね。



つい最近まで、暑くなったり寒くなったりと気温の差が激しい日が多かったように思いますが、体調をくずされてはいませんか？

6月は梅雨の時期ですね。雨が全く降らないのも困りますが、外出するのも、また掃除や洗濯をするのにも憂鬱な気分になりがちです。

雨といえば、最近大きな話題となった東京スカイツリー開業の日もあいにくのお天気でしたね。

強風のため第一展望台と第二展望台を結ぶエレベーターが一時停止となり、第二展望台の営業を予定よりも早めに打ち切るという、初日から散々な一日となったようです。

幸運にも開業日のチケットを入手した方々には、また違った意味で忘れられない思い出となったのではないのでしょうか。

スカイツリーの入場料金は第一展望台までは2000円、さらに高層の第二展望台へはプラス1000円と決して安くはない金額です。

個人的にスカイツリーは遠くから見るだけで十分な私ですが、同時にオープンした商業施設「東京ソラマチ」には興味を惹かれます。

東京ソラマチは商業面積約5万2000平米で、合計312店舗が出店し、ショッピングやグルメの他水族館やプラネタリウムなど、家族でも友達同士でも大いに楽しめる場所の一つとなりそうです。

まだまだ当分は混雑しそうなので、落ち着いた頃にのんびり出かけてみようと思います。

尾石

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町3-13-3

第2ヒロタビル4階

安藤社会保険労務士事務所

TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321

URL <http://www.ando-sr.jp/>

e-mail ando@ando-sr.jp

どうぞお気軽にお問い合わせください